

労山 短期掛け捨てプラン

公開山行・バスハイク・各種行事・新人加入時・救助隊派遣時など

にご利用ください。

労山 短期掛け捨てプランについて:

- 公開山行やバスハイクなどの行事開催時、また新人が加入した際のお試し山行など、労山基金加入者以外の者と山行をともにする際の備え、および上乗せ補償として、会員のみなさまのご要望により日本勤労者山岳連盟が損害保険会社と契約した国内旅行傷害保険を利用した制度です。
- 100円で1泊2日までのプランほか全4タイプ、期間は3泊4日まで 6泊7日まで 13泊14日までから選択可能！

事故によるケガが対象です:

- 対象となるのは、急激・外来・偶発の事故による傷害です。
- 自宅を出発から帰宅までが対象です。
- 保険金のお支払は、国内旅行傷害保険約款によります。

手続きは簡単です:

- 名簿を作成し、掛け金をお振替いただいた後に、作成した名簿をメールで送付していただくことで、手続きは完了です。

ご注意:このプランは労山基金とは異なります。損害保険会社による、国内旅行傷害保険を利用しております。(病気や天災による事故等はカバーされません。事故時は国内旅行傷害保険約款によるお支払いとなります。)

- 遭難時に備える、遭難捜索費用保険および救援者費用保険などの用意はありません。遭難時の備えが必要な方は労山基金へご加入ください。
- 手続き完了後の案内通知を希望する方は、完了通知作成発行送料 100 円をあわせてお振替ください。お支払がない場合は、手続後の案内通知の作成などは行いません。ご了承くださいようお願いいたします。

日本勤労者山岳連盟 <http://www.jwaf.jp/>

162-0814 東京都新宿区新小川町 5-24 TEL:03-3260-6331 FAX:03-3235-4324

この制度の専用メールアドレス: b-hoken@jwaf.jp

(注1 メールが出来ない場合は全国連盟あてFAX:03-3235-4324 ください。)

事故によるケガが対象です。

- 対象となるのは、急激・外来・偶然の事故による傷害です。
- 対象となる期間は、自宅を出発から帰宅までの間が対象です。 保険期間が限度です。また保険期間内でも自宅に帰宅後の事故は対象とはなりません。
- 手続可能できるのは：・・・労山の各委員会・県連各部・各ブロック・加盟団体の所属者です。
- 対象とすることが可能なのは：・・・労山会員 非会員どちらでも加入依頼書に記載・登録された方です。

事故発生時には： 事故の概要を申込人の名前にて、下記メールアドレス宛てにご連絡ください。

事故受付用紙を送付いたしますので、ご記入のうえ、ご返信ください。

□ 専用メールアドレス b-hoken@jwaf.jp までご連絡ください。

(*注1:メールでの連絡が難しい場合は、全国連盟FAX:03-3235-4324 までご送信下さい。)

その後の事故処理は保険会社を通じて国内旅行傷害保険約款により行われます。

国内旅行傷害保険について： 詳細は↓ 山岳タイプ&救助隊タイプは山岳とはん対応となっています。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険金額(注1)の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額(注1)からその額を差し引いてお支払いします。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用している間のケガ
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、保険金額(注1)の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、保険金額(注1)が限度となります。	●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ
入院保険金	事故によるケガのため入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、入院の日数は180日を限度とします。	●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(注2) ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3)
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。ただし、1事故につき、1回の手術に限ります(下記①、②両方の手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします)。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5	●入浴中の溺水(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がわからない場合でも、誤嚥によって生じた肺炎など
通院保険金	事故によるケガのため、約款所定の通院をした場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通院の日数は90日を限度とします。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注1) 保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の金額をいいます。

(注2) 天災危険補償特約がセットされた場合は、補償の対象となります。

(注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

そのほか注意*

- 手続き完了後のキャンセルや、変更には応じられません。実施内容や、参加者名簿などすべてが確定後にお手続きください。
- 郵便振替用紙の控えや、FAX 送信後の名簿の原本が大切な証拠となりますので、無くさないようにご注意ください
- 1名につき最大各タイプ毎2口まで加入可能です。
- ご注意:対象となるのは、急激・外来・偶然の事故による傷害です。
 - したがって、凍傷、高山病、熱中症、雪盲、靴擦れ、などは原則的にお支払い対象外です。
 - 労山基金とは支払条件が異なります。
 - 他覚症状のないケガ(腰痛など)はお支払いできません。

●公開山行・ハイキングタイプ__山岳登はん¹(下参照)及びその類似行為には対応しておりません。

- 山岳とはん及びその類似行為中の事故は 対象外となります。

タイプ コード	保険金額			1泊2日 まで掛け金	3泊4日 まで掛け金	6泊7日 まで掛け金	13泊14日 まで掛け金
	死亡・後遺障害 保険金額*	入院保険金日額 /1日あたり	通院保険金日額 /1日あたり				
100	200万円*	1800円	850円*	¥100-	¥120-	¥142-	¥200-
H	450万円*	3400円*	1610円*	¥200-	¥242-	¥285-	¥401-

●山岳タイプ__所定の割増を含み__山岳登はん中も対応するようにしたタイプです。

- 国内山岳活動のほぼ全てが対象となります。新人等が、会山行に特別に参加する場合に、利用ください。

タイプ コード	保険金額 山岳とはんも対象			1泊2日 まで掛け金	3泊4日 まで掛け金	6泊7日 まで掛け金	13泊14日 まで掛け金
	死亡・後遺障害 保険金額*	入院保険金日額 /1日あたり	通院保険金日額 /1日あたり				
S	248万円*	2400円	1200円	¥1000-	¥1027-	¥1055-	¥1568-
R	954万円	5000円	2000円	¥2500-	¥2566-	¥2639-	¥3919-

*Rは救助隊員タイプ__遭難事故に対して出動する救助隊員等の万が一に備えるタイプとして設定されましたが、救助隊員以外の方の加入も可能です。

- 完了通知作成発行送料: ¥100- 希望する方のみ掛け金にプラスしてお支払ください。

手続き方法: 振替手数料はご負担くださるようよろしくお願いいたします。

- ① 加入依頼書(独自名簿は不可)に必要事項を記入し、掛け金(および希望する場合完了通知作成発行料)を計算する
- ② 掛け金の合計を振替える 郵便振替口座 00100-5-592378「労山賠償保険センター」
- ③ 払込日を記入、完成した加入依頼書を専用メールアドレス(b-hoken@jwaf.jp)に、添付ファイルにて、送付下さい。メールでの送付が難しい場合は、全国連盟あて FAX:03-3235-4324 下さい。
- ④ 専用郵便振替用紙の用意はありません。

右は郵便局備付の振替用紙への記入例

口座番号等全てご自分で記入します

- 加入依頼書の通知者の名前でお振替(依頼人欄)下さい
- 行事主催者タイプ・個人賠償プランなどの混同を避けるため、必ず、「短期プラン」と明記下さい。
- 団体名 団体番号 講習会・行事名 対象人数 などをご記入ください。
- 手続き完了後の案内通知を希望する方は、完了通知作成発行送料 100円をあわせてお振替ください。>お支払がない場合完了案内通知は行いません。

払込取扱票	
00	001005592378
口座番号	金額 2000
加入者名	料金 特殊取扱
通	労山賠償保険センター
信	短期プラン払込 記入例SAMPLE
欄	加盟団体番号: ****
	団体名: ****山の会(例)
	講習会・行事名: ***山行 **名分
	完了通知 不要
ご依頼人	東京都*****
	鈴木*** (すずき****) 03-****-****
	(電話番号)
	受付局日附印

裏面の注意事項をお読みください。(郵政事業庁)
これより下部には何も記入しないでください。

*注1 「山岳とはん」とは、ピッケル・アイゼン・ザイル等の登山道具を利用しての登山をいいます。

